

被害者・家族の意向の尊重に基づき、第三者調査委員会の設置・運営を進める「学校事故対応指針」に関するアピール

2021年10月16日

NPO 法人学校安全全国ネットワーク

1 学校事故裁判による対立期から第三者調査委員会による解決の模索期へ

- 2013年（平成25年）6月にいじめ防止対策基本法が制定され（同年9月施行）、同年10月に「いじめの防止のための基本的な方針」（文科省大臣通達）が発せられ、いじめの防止・早期発見を目指した学校内調査・教育委員会調査とこれにならんだ第三者性、独立性を持った「第三者調査委員会」を法制度として設けて、事実解明・原因究明・再発防止の道筋を示しました。これは文科省のそれまでの自殺の事後対応の施策からから自殺予防に一步踏み込んだ画期的な法律制度でした。
- いじめ防止対策推進法に基づく調査制度を含めて、文科省は、2016年3月、学校事故対応の要の一つである第三者調査委員会制度に関して、被害者家族（遺族）の意向の尊重、学校と被害者家族との信頼関係の構築などを基本に置いて運用していくよう、教育委員会に求めてきました。しかし、いじめ自殺についての学校や教育委員会の調査が不十分で、少なからぬ案件で遺族らを十分納得させるに足らぬ調査結果を招き、第三者委員会設置にいたるケースが多く見られる状況にあります。
- しかし、今回の大津中2いじめ自死事件10年の特集取材・アンケート調査（10月8日毎日新聞、10月10日朝日新聞等）で調査委員の第三者性が機能しているかの指標として考えられる被害者側推薦委員の採用が、限定的と報じました。ここで明らかになったように、文科省通知の意に沿わず、地方自治体・教育委員会は、被害者家族の意向を無視して、調査委員会を形式的なものにし、運用面で十分機能していない実態が浮かび上がってきました。
- そこであらためて、国、自治体・学校設置者に対して、以下の対応を求めたいと思います。

2 第三者調査委員会における被害者家族の意向尊重を求める文科省指針を再評価—その実行と法制化を求める

- (1) 文科省は、2013年10月11日の（大臣通達）および2016年3月に通知した「学校事故対応の指針」について、その実質充実を目指して、その対応指針の大枠を法制化（省令化を含む）するべきである。

- (2) 学校設置者は、「いじめ防止等のための基本的な方針」「学校事故対応の指針」に基づき、被害児童生徒の最善の利益、被害者家族（遺族）の気持ちと意向を尊重した事故対策をとり、第三者調査委員会を設置、運営するべきである。

<指針にもとづく事故対応>

- 学校設置者は、被害児童生徒等の保護者の要望がある場合、あるいは教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合には、第三者調査委員会（指針上は「詳細調査」という）に相当）を設置しなければならない。
- 委員会の調査目的は、再発防止のほか、被害者家族（遺族）の「事実に向き合いたいなどの希望に応えるため」である。その調査は、原因究明及び再発防止のための取組について検討するためのものである。事故・事件が教訓化されないまま「幕引き」をはかる道具とされてはならない。
- 委員会は、外部の委員で構成する調査委員会を設置して行うべきである。事故・事件に至る過程や原因を調査するための高い専門性が求められるため、中立的な立場の外部専門家が参画し、調査の公平性・中立性を確保することが求められる。そのため、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保することが求められる。委員名は公表するものとする。
- これら関係団体の推薦方式のほか、被害者家族（遺族）の意向を尊重し、可能な限り、委員選考において被害者家族からの推薦制を導入することが望ましい。

3 被害者家族の意向を尊重し、事実解明・原因究明・再発防止を進める

第三者調査委員会は、被害者家族（遺族）との意思疎通をはかり、情報を共有し、その意向を尊重して調査活動を行うべきです。そのために調査の計画と見通し、調査の趣旨、調査方法や期間、実際上の調査活動の経過等についても随時、被害者家族（遺族）へ説明し、理解を求めるようにしてください。

また、調査終了後においても、調査実施を行った自治体等は、調査結果・再発防止策等の公表などについて、被害者家族の理解を得て、再発防止に立たせるよう積極的に各学校等に調査結果を共有し普及に努めるべきです。

以上